

不利益処分の処分基準

処 分 の 内 容		工作物管理者の危険防止措置命令
根拠法令及び条項		道路法第44条第4項
所管部課係名		インフラ整備部道路管理課管理係
処 分 基 準	関 係 条 項	
	基 準 (未設定の場合はその理由)	<p>【根拠条文】 第四十四条 [略] 2 [略] 3 沿道区域の区域内にある土地、竹木又は工作物(前項の規定により公示されたものに限る。以下この項及び次項において同じ。)の管理者は、その土地、竹木又は工作物が道路の構造に損害を及ぼし、又は交通に危険を及ぼすおそれがあると認められる場合においては、その損害又は危険を防止するための施設の設置その他その損害又は危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。</p> <p>4 道路管理者は、前項に規定する損害又は危険を防止するため特に必要があると認める場合においては、当該土地、竹木又は工作物の管理者に対して、同項に規定する施設の設置その他その損害又は危険を防止するため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>
	参 考 事 項	
	設 定 等 年 月 日	平成27年4月1日設定(平成 年 月 日最終変更)